

商工会だより

～VOL.52～ 令和2年7月発行

隠岐の島町商工会

TEL:2-1157・FAX:2-5984

都万支所 TEL:6-2074・FAX:6-2001

島根県の現在の最低賃金

2019年度(令和元年度、2019/10～2020/10)

790

円

隠岐の島町商工会
Okinoshima-cho Shokokai

新型コロナウイルス 感染症に関する

経営相談窓口 隠岐の島町商工会

商工会のホームページ <http://oki.shoko-shimane.or.jp/>

隠岐の島町商工会

検索



商工会会員数:586名
(令和2年5月現在)



新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口設置

「新型コロナウイルスに関する**「経営相談窓口を設置」**し、経営相談・資金相談に対応しています。※商工会は、商工団体であり、認定支援機関です。

申請期限
令和3年1月15日
まで

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

問合せ
商工会まで

本ホームページで電子申請すると、
事務局で申請内容を確認し

通常2週間程度で入金されます。

申請のサポートをいたします。

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

詳しくは
商工会まで、お
問合せください。

<<解説動画配信>>

日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症特別貸付(国民生活事業)の概要やお申込手続き方法を動画にてご案内しています。

JFC 日本政策金融公庫

松江支店 国民生活事業

電話番号0852-23-2651

家賃給付金の支給概要（令和2年度第2次補正予算）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が急減した事業者の地代・家賃負担軽減を目的にテナント中小企業者等に対して支給します。

条件等

対象者：中小企業者（小規模事業者、個人事業者）等

対象行為：5月～12月において以下のいずれかに該当する者

①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少

給付額：家賃等（月額）の6倍（6か月分）、給付上限額あり

補助率等：給付率3分の2、または3分の1

【お知らせ】 テイクアウト対応飲食店の情報を募集しています。

隠岐の島町では飲食店の方が、テイクアウトや出前・仕出しの対応を行なっている情報発信をするため、テイクアウト等を扱っている店舗の情報を募集しています。

町内飲食店のテイクアウト・出前情報を随時掲載していきます。

情報発信中：隠岐の島町HP

（今後予定）隠岐の島町商工会HP、隠岐の島町観光協会HP

申込み方法：申込書に必要事項を記入し、申込先へ情報を提供ください

【申込み・お問合せ先】 役場商工観光課商工労働係 ☎2-8575

【お知らせ】 しまねプレミアム飲食券の取扱店の募集について

島根県では、新型コロナウイルスの影響を受けた飲食店を支援するため、県民の皆さまが県内の飲食店で使える「プレミアム飲食券」を販売します。つきましては、プレミアム飲食券の取扱店にぜひ、ご登録をお願いいたします。

募集期間：令和2年6月15日～9月30日まで

利用期間：令和2年7月上旬（予定）～11月末日までの予定

応募方法：利用対象店舗登録申込書

飲食店営業許可証の写し

提出先：〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県しまねブランド推進課（☎0852-22-6398）